

答 申 書

平成27年11月25日

家島地域審議会

# 答 申 書

平成27年（2015年）11月25日

姫路市長  
石 見 利 勝 様

家島地域審議会  
会長 福 井 稔 充

## 新市建設計画の執行状況について（答申）

平成26年（2014年）4月24日付けで諮問のありました標記の件について、家島地域審議会において審議した結果、下記のとおり答申いたします。

### 記

1. 地域産業の振興について（詳細別紙）
2. 離島における海上交通の改善について（詳細別紙）
3. 港湾・漁港施設の整備について（詳細別紙）
4. 道路の整備促進について（詳細別紙）
5. 福祉のまちづくりについて（詳細別紙）
6. 消防施設・資機材の整備について（詳細別紙）
7. 新市建設計画の遂行と地域振興について（詳細別紙）

## 1. 地域産業の振興について（継続）

地域資源の有効活用による活性化の観点から、地域産業の振興について、以下のとおり答申します。

### 【理由（経緯）等】

家島地域では、島内での雇用の場が減り続け、島内人口が激減しております。人口流出を防ぎ地域の活性化を図り、地域を維持するためには地域産業の振興に力を注ぎ、雇用の場を確保することが急務であります。

地域では、これまでの主要産業であった石材・海運・漁業の活性化に対する取り組みはもとより、「海の駅」の開設、地域特産品として「のりっこ」、「エビカレー」、「干ガレイ弁当」などの開発・販売など地域ぐるみで観光産業の育成に取り組んでおります。

しかし、観光産業の発展には観光客の受け入れ体制の整備、具体的には網手港を始めとする公共トイレの整備、港周辺の駐車場の整備、「海の駅」の活用促進PR等が必要であり、これには市の支援、助成が不可欠であります。

また、これまでの主要産業の活性化には、魚礁の設置拡充や数年前から実施されていない市単独投石事業の復活、家島産石材の活用やこれらの国・県への要望も不可欠であります。

さらに、国・県への要望として、近年、瀬戸内海における漁獲量がピーク時に比較し、約60%以上減少していることから、漁場としての機能向上を図り、魚礁設置の効果を高めるため、ヘドロ層の浚渫や第2の鹿ノ瀬構想のような魚の産卵場所の造成などが望まれます。

地域活性化のため、市の支援・助成が引き続き必要であると考えます。

### 【具体的な答申内容】

[新市建設計画具体的事業素案に基づく事業]

- (1) 食の名物・特産品等の開発と販売による雇用創出（継続）
- (2) 公共トイレ、港周辺駐車場の整備（継続）
- (3) 県と連携のもと大規模魚礁設置事業の推進と拡充、市単独投石事業の復活（継続）
- (4) 公共・防災工事における家島産石材の活用の推進と県内事業における優先化（継続）

## 2. 離島における海上交通の改善について（継続）

新市の一体性の速やかな確立の観点から、離島における海上交通の改善について、以下のとおり答申します。

### 【理由（経緯）等】

高齢者バス等優待乗車助成事業は、バス利用者は、1回50円の負担で無制限に市の補助を受けられますが、船舶利用者は、バス・電車と異なり、自家用車等の代替え手段がないのにもかかわらず、年間4往復分しか補助を受けることができず、家島地域及び旧姫路市内から家島地域に渡ろうとする高齢者にとっては差別感が否めません。

また、前回の見直しで改善を期待しておりましたが、結果は20%の縮減、本年度の説明でも、事業の拡大となり見直しは困難で、見直すとしてもバス利用者の定額負担50円に対し、船舶利用者は200円という説明で、差別感が増しております。船舶についてもバスと同様の扱いとし、利用者の個人負担が同額となるのが公平であると考えます。

さらに、離島地域を対象とした心身障害者運賃助成制度の継続が必要です。

一方、離島定期航路は、市としての地域の一体性の確立を図り、離島地域住民の生活を支える航路であります。大型船等の運航は深刻な赤字が続いており、民間の力だけでは経営困難な状況で、このままでは地域住民の命をつなぐ生活航路の断絶となります。

離島航路整備法における補助対象枠を現状の1航路1事業者から1航路複数事業者への拡大や、現在補助申請中の事業者への事務的支援、内海航路における小型船舶検査対象船舶トン数の見直しの国への働きかけ、市から離島定期航路事業者への赤字補てんのための単独助成制度の新設など、家島地域住民の生活をつなぐ、離島定期航路を守るための市の施策の実施が必要であると考えます。

### 【具体的な答申内容】

[新市建設計画具体的事業素案に基づく事業]

- (1) 高齢者バス等優待乗車助成事業等における外出機会の公平性の確保（継続）
- (2) 心身障害者運賃助成（ふくし切符）制度の継続（継続）
- (3) 離島航路を守るため、離島定期航路事業者への補助対象拡大等の国への要望（継続）
- (4) 離島航路を守るため、市から離島定期航路事業者への赤字補てんのための単独助成（継続）

### 3. 港湾・漁港施設の整備について（継続）

均衡と調和ある都市発展の観点から、港湾・漁港施設の整備について、以下のとおり答申します。

#### 【理由（経緯）等】

四方を海に囲まれている家島地域では、安全・安心に暮らすため、市による一体的な高潮・内水排水対策の実施及び県と連携のもとこれらの整備促進が必要であります。

特に低地の多い真浦地区では、排水機場施設の整備促進に加え、これが整備されるまでの応急対策として、既存排水ポンプ施設の年次計画による更新、増設等と老朽化した排水ポンプ、発電機等の整備と収納場所の確保、さらには、奥方面上流の排水路整備が急務であります。

また、活力あるまちづくりのため、地域の玄関口である各港の整備や海水浴場の整備、なかでも坊勢漁港奈座地区内の交流拠点施設の整備や奈座新港の整備、家島網手港の整備が急務であり、港内での船舶の安全航行確保のため、ガット船の伝馬船用浮棧橋の設置も必要であると考えます。

#### 【具体的な答申内容】

[新市建設計画具体的事業素案に基づく事業]

- (1) 坊勢漁港奈座地区内の交流拠点施設（船舶離発着施設）の早急な整備（継続）
- (2) 坊勢奈座新港（広域漁港整備事業）の進入道路も含めた整備促進（継続）
- (3) 坊勢トリガウチ海水浴場の家島産石材を使用した拡張整備（継続）
- (4) 各港への伝馬船（通船）用浮棧橋の設置等（継続）

[新市建設計画本文に基づく事業]

- (5) 県との連携のもと、家島港・家島漁港の整備促進
  - ① 高潮対策事業と内水排水対策事業の実施（継続）
  - ② 既存排水ポンプ施設（宮、真浦地区）の更新、増設、増強（継続）及び収納場所の整備（新規）
  - ③ 真浦地区排水機場施設の整備促進（継続）
  - ④ 網手港整備促進（事業費の大幅増）の県への働きかけ（継続）

## 4. 道路の整備促進について（継続）

新市の一体性の速やかな確立の観点から、道路の整備促進について、以下のとおり答申します。

### 【理由（経緯）等】

家島地域は、狭隘な地形で、救急患者搬送車や消防自動車等の人命、財産を守る緊急車両が通行できる道路、園児や児童、生徒が安心して通園、通学できる道路等、島民の生活の根本を支える幹線道路が著しく不足しており、道路の新設や拡張が必要であります。

特に緊急車両の通行できる道路の整備として、宮の山町地区、真浦の畑及び加野地区の拡張整備、園児や児童、生徒が安心して通園、通学できる道路として、坊勢のカズラ鷹ノ浦地区の新設整備が強く望まれております。

また、既設の道路の老朽化や沿線危険箇所から道路を守り、安全な走行を確保するため、維持修繕や道路防災事業の継続的な実施が必要であると考えます。

特に市道から県道に振り替えられた畑地区から横山地区にかけての路面の損傷が著しく、通行に危険な状況であり、市から県への早急な改修要望が必要と考えます。

さらに、新市建設計画に具体的事業素案として掲載されていながら、未実施等の事業が多くあります。これらの実施、推進も必要であります。

### 【具体的な答申内容】

[新市建設計画具体的事業素案に基づく事業]

#### （1）道路新設改良事業（生活道路整備事業）の促進（継続）

東破風（幼稚園）線（家島）、赤坂網手線（家島）、網手海山線（家島）

#### （2）道路維持修繕事業、道路防災事業の促進（継続）

山町線（家島）、左ノ浦中山線（家島）、鷹ノ浦炭焼線（坊勢）、道路防災工事（各地区）

[新市建設計画本文に基づく事業]

#### （3）道路新設改良事業、道路維持修繕事業の促進（継続）

##### 【地区優先事業箇所】

宮地区 山町線、坊勢地区 カズラ鷹ノ浦線（仮称）、男鹿地区 南北線（仮称）

#### （4）県との連携のもと、県道（畑地区から横山地区）の早期改修（新規）

## 5. 福祉のまちづくりについて（継続）

**新市の一体性の速やかな確立の観点から、福祉のまちづくりについて、以下のとおり答申します。**

### 【理由（経緯）等】

現在、坊勢地区には高齢者や障害者のための介護拠点施設、地域活動支援センターがなく、機能回復訓練等は船舶を利用して家島地区に出向いてサービスを受けている状況にあります。しかし、高齢者や障害者にとって船舶での移動は、陸上交通機関に比べ、身体的、精神的に負担が大きく、ましてや悪天候での船舶乗船は、困難と危険をとまなうものであります。これは、現在計画されている小規模多機能居宅介護事業所についても同様で、現在の市の計画では、坊勢地区、家島地区それぞれに整備を行うことは困難であると聞いておりますが、家島地域は離島であり、離島振興法では、第10条の2「介護サービスの確保等」で、介護施設の整備、提供される介護サービスの内容の充実等について適切な配慮をするものとされております。また、第11条の2「保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減」では、他の地域との格差の是正を図るため、住民負担の軽減について適切な配慮をするものとする明記されており、離島における福祉施設は、他地域とは別枠での整備、すなわち、坊勢地区、家島地区それぞれに整備が必要であると考えます。

また、平成27年度より坊勢地区の診療所の改築に向けた事業がスタートされましたが、島民一同速やかな完成を望んでおります。

高齢化の進む中、離島地域の人々が、安心して介護等を受けられるよう、介護拠点施設及び障害者のための施設の整備が必須であります。採算性等を考慮すると離島地域での民間企業のみでの整備は現実的には困難であります。

よって、国の定める離島振興法等に基づく市の支援が必要であると考えます。

### 【具体的な答申内容】

[新市建設計画本文に基づく事業]

- (1) 坊勢地区への介護拠点施設及び障害者のための施設整備への支援（継続）
- (2) 坊勢地区への小規模多機能居宅介護事業所整備への支援（新規）
- (3) 家島地区への小規模多機能居宅介護事業所整備への支援（新規）

## 6. 消防施設・資機材の整備について（継続）

均衡と調和ある都市発展の観点から、消防施設・資機材の整備について、以下のとおり答申します。

### 【理由（経緯）等】

家島地域では、地元消防団の資機材を使った地元消防団及び地域住民の協力による消火活動が地域住民の生命と財産を守っております。

このため、市の消防職員が常駐する他の消防団とはその役割と重要性が大きく異なり、他の消防団と同様の資機材の配備ではなく、常備消防と同等の資機材の配備、資機材の確保充実が必要であります。また、消防団が十分活動できる消防施設の整備及び消防団員確保のための分団運営費の確保充実が地域住民の生命と財産を守ることに直結いたします。

現在、家島及び坊勢島には救急業務に携わる消防職員は常駐されていますが、消火活動を行う消防職員が不在であることや家島地域の狭隘な道路事情等を考慮いたしますと、地域住民の生命と財産を守るためには、一般住民による取り扱いが容易で、路上駐車による弊害の少ない地上式消火栓の整備が必須であります。これまでの市の「消火栓は地下式」という慣例に基づき減少しております。

家島地域においては、消防資機材確保充実の中でも特に地上式消火栓の継続と更新が強く望まれているところであります。

市民の生命・財産を守る安全・安心のまちづくりのため、消防施設・資機材及び分団運営費の確保充実等に市の支援が引き続き必要であると考えます。

### 【具体的な答申内容】

[新市建設計画具体的事業素案に基づく事業]

- (1) 地上式消火栓を始めとする消防資機材の確保充実及び消防団員確保のため分団運営費の充実（継続）



## 7. 新市建設計画の遂行と地域振興について（新規）

**新市の一体性の速やかな確立の観点から、新市建設計画の遂行と地域振興について、以下のとおり答申します。**

### 【理由（経緯）等】

平成27年度をもって地域審議会は終了いたしますが、現在、新市建設計画に具体的事業素案として掲載されながらも、未着手の事業、事業中ではあるがその進捗が十分でない事業が多々あります。

合併特例債は、その発行期限が5ヶ年度延長され、平成32年度まで発行することが可能となりました。よって、この間に新市建設計画掲載の全ての事業が遂行されますよう強く要望いたしますとともに、市の行政推進における離島振興法の十分な活用と離島地域の災害対策にあたるため、家島事務所等、家島地域に勤務する職員数の確保等が必要と考えます。

また、地域振興のため、地域審議会設置期間終了後、これに代わる市民の意見を取りまとめる協議会等の設置が必要と考えますので、設置及び運営に関する市の支援を願います。

### 【具体的な答申内容】

[新市建設計画具体的事業素案に基づく事業]

#### （1）新市建設計画具体的事業素案に基づく事業のうち未着手事業の遂行（新規）

- ① 道路新設改良事業のうち未着手事業
- ② 公営住宅建替事業のうち未着手事業
- ③ 園舎・校舎等のリニューアルの推進のうち未着手事業
- ④ 公園等の整備のうち未着手事業
- ⑤ 環境保全事業のうち未着手事業

#### （2）新市建設計画具体的事業素案に基づく事業のうち事業中事業の継続と速やかな完了（新規）

[新市建設計画本文に基づく事業]

#### （3）地域振興のための離島振興法の活用、家島事務所等、家島地域に勤務する職員数の確保（新規）

## 1. 平成 27 年度 家島地域審議会審議の経緯

	開催日	時間	内容・議題等
第 1 回	6 月 2 日(火)	14:00～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域審議会のスケジュールについて</li> <li>・新市建設計画関係予算等について</li> <li>・平成 26 年度答申に対する市の取り組みについて</li> </ul>
第 2 回	7 月 15 日(水)	14:00～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年度答申に向けての審議</li> </ul>
第 3 回	8 月 27 日(木)	14:00～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年度答申に向けての審議</li> </ul>
第 4 回	10 月 16 日(金)	14:00～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年度答申に向けての審議</li> </ul>

## 2. 地域審議会委員名簿

(各号五十音順・敬称略)

		氏 名	備 考
第 1 号	公共的団体の代表 計 11 名	安 積 保 夫	
		池 田 一 憲	
		上 田 辰 雄	
		上 田 常 夫	副会長
		熊 野 哲 也	
		小 林 典 子	
		津 田 澄 子	
		中 村 利 公	
		野 村 巧	
		畑 野 長 利	
第 2 号	地方行政に識見を有する者 計 3 名	板 倉 千 鶴	
		出 口 貢市郎	
		福 井 稔 充	会 長
第 3 号	公募により選任された者 計 2 名	桂 さゆり	
		河 部 恵 子	

「第 1 号、第 2 号、第 3 号」は姫路市及び飾磨郡家島町の廃置分合に伴う「地域審議会の設置に関する協議第 5 条第 2 項」の区分による